

平成19年第5回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成19年12月13日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	下 条 学 君	副委員長	二 宮 由 子 君
委員	尾 崎 利 一 君	委員	森 田 憲 二 君
委員	小 林 知 久 君	委員	石 川 庄 太 郎 君
委員	佐 村 明 美 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

4 番	粕 谷 久 美 子 君	5 番	長 瀬 り つ 君
19 番	御 殿 谷 一 彦 君	21 番	大 后 治 雄 君

議会事務局職員（4名）

事務局長	石 川 和 男 君	事務局次長	西 永 宣 昭 君
議事係長	小 島 裕 治 君	主 事	新 井 利 恵 君

出席説明員（9名）

副 市 長	小 飯 塚 謙 一 君	教 育 長	佐 久 間 栄 昭 君
市 民 部 長	北 田 和 雄 君	福 祉 部 長	榎 本 豊 君
社会教育部長	窪 田 きく江 君	保 険 年 金 課 長	関 口 順 孝 君
市民部副参事	波 多 野 良 男 君	健 康 課 長	原 與 四 雄 君
体 育 課 長	戸 所 保 君		

会議に付した案件

- (1) 19第 8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情
- (2) 19第 9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情
- (3) 19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情

午前 9時52分 開議

○委員長（下条 学君） ただいまから平成19年第5回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（下条 学君） 初めに、19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（二宮由子君） この陳情をいただいて、いろいろとちょっと調べてみたんですけども、平成18年度の行政報告書の中に歯周疾患検診、市内で行われている検診だと思いますが、その検診の結果というものがあらわれているんですけども、この年齢別、そしてまた受診者、異常を認めず等々といういろいろ書いてあるんですけども、この中で受診者の中で精密検査を受けられた方というのが多数いると思うんですけど、この表の見方と、あと受診の結果など、詳しく伺いたいと思います。

○健康課長（原 與四雄君） 行政報告の件でございますけども、歯周疾患検診につきましては、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に実施しております。18年度につきましては、350名の方が受診されまして、異常がなかったという方が26名です。指導を要するという方が37名、それから精密検査を要するという方が287名となっております。精密検査を要する方は、全体の82%という状況になっております。その内容ですけども、主に歯石の除去とか歯周の治療——歯の周りですね、その治療。あるいは虫歯に関する治療。それから虫歯に関する処置などを要するというので、精密検査が必要だということはわかっております。

以上です。

○委員（二宮由子君） ということは、検診を受けられた82%の方が何らかの異常があるということで、今後この陳情にも書いてあります8020運動によって実施をされている国民医療費節減にも役立っているということにかんがみますと、歯周疾患検診というのは歯周疾患を今後抑制するというか、歯周疾患の患者に対しての措置をさまざまとっていかなければならないとは思いますが、その点に関しまして、市としては歯周病の定期的管理に関して、この陳情では条件が厳しくなっている、診療報酬改定について厳しくなっているということなんですが、今後市としてこういったことを歯周疾患の患者に対して措置していかれるかどうか伺いたいと思います。

○健康課長（原 與四雄君） 歯周疾患検診につきましては、いわゆる歯の健康状態というんですか、高齢になりますと歯周疾患にかかりやすいということで、検査の「検」の検診という字でございますので、その状況を検査するというので、そこで見つかりました先ほど申し上げたようなことにつきましては、治療につなげていくということですので、市としては改めて歯の健康状態を常に關心を持ってくださいということで、この検診をやっているところでございますので、今後とも定員をふやしたりということは、これまでやってきたことですので、引き続き充実を目指していきたいと考えております。

○委員（小林知久君） 陳情にありますように、診療報酬の改定で例えば衛生士、技工士などの労働環境が厳しくなっているということの事実というか——を市は把握されてたりするでしょうか。難しいところ、ちょっと

市の直接の業務の範囲でないところがあるんですが、もしそういった実情などを御存じのようでしたら、市内の部分で御存じのようでしたら、お聞かせいただければと思うんですが。

○健康課長（原 與四雄君） 直接私ども市は、技工士さんとはかかわりがないところでございますけども、昨年度の診療報酬の改定の要点を見ますと、技工士さんに関する技術料的なものが廃止されたり、減点されたりしているという事実はございます。

○委員（小林知久君） 陳情の内容が、なかなか国政にかかわる部分も結構ありますので、ちょっと細かく聞くのは市の方も酷だとは思って、ちょっと歯切れが悪いんですけども、一つは今の御答弁の中で診療報酬の改定の部分をおっしゃられていましたので、もう少し御存じの範囲で改定の概要というのを教えていただければと思います。

○健康課長（原 與四雄君） 昨年度の歯科診療報酬の改定の要点でございますけども、例えばかかりつけ歯科医の初診料、これまで274点あったわけですけども、これが廃止されたというようなことがございます。それからかかりつけ歯科医再診料、これが45点あったものが、これも廃止されているということが主なところなんです。それから在宅医療で見ますと歯科訪問診療の指示書加算というものが100点あったものが、これが廃止されております。それから医科と比べまして、初診料が医科は270点でありますけども、歯科の初診料というのは180点ということで、総体的に低くなっております。

以上でございます。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

19第8号陳情 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択といたします。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本陳情につきましては、意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（下条 学君） 次に、19第9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○**議会事務局次長（西永宣昭君）** 朗読いたします。

19第9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情

○**委員長（下条 学君）** 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○**委員（二宮由子君）** この陳情の中で、最後の方に砂入り人工芝コート化に多摩市一本杉公園庭球場改修工事落札額が2面で1,700万円というふうに書いてありますけども、以前に私、上仲原公園のテニスコート4面を改修するとき、大体どのくらいの予算かというのを聞かれた委員の方がいらっしゃると思うんですけども、その中で5,000万円というような答弁をいただいたと思うんですが、この違いというのは多分、改修の仕方の違いか、業者の違いか、いろいろあると思うんですけども、その点をちょっと伺いたいと思います。

○**社会教育部長（窪田きく江君）** 多摩市で行いましたコートの改修方法を多摩市の職員の方に確認いたしましたところ、コートの中に幅1メートルの溝を敷地内に4本——コートのエンドラインのところに1本ずつとコートの中を通るところに1本、合計4本の溝をつくりまして、そこに浸透する穴をあけ、そこに芝を張り土を入れたということで、それ以外の部分については、ハードコートのままだということなんですね。それで、金額が1,700万円ということだそうです。東大和市で見積もりをとりました金額といいますのは、現在のハードコートを壊して床面を全面的に修復するというために金額が違ってきています。

○**委員（二宮由子君）** ということは、多摩市の場合は全面ではないということですね。当市で考えているのが全面改修という——もしもやる場合はということですね。わかりました。

このテニスコートなんですけども、当市公共の体育施設さまざまあると思いますけど、上仲原公園のテニスコートもそうですし、あと野球場もそうですし、あと桜が丘でしょうか、運動場もそうですけども、その利用率というのがわかるようでしたら教えてください、年度で結構です。

○**体育課長（戸所 保君）** 上仲原公園のテニスコートの利用率でございますが、平成18年度の実績に基づきまして、御説明させていただきます。

利用件数でございますが、18年度につきましては5,712件ございました。内訳としましては、平日が3,265件、土日が2,447件でございます。

なお、利用率につきましては60.6%でございます。

なお、野球場、桜が丘市民広場につきましては、資料がございませんので、申しわけございません、お答えできません。

○**委員（二宮由子君）** 実は、行政報告書を見させていただくと、野球場は使用率が43.7%、市民広場ですか、これは48.7%なんですね。これからしても、このテニスコートの利用率というのは非常に高いというのが如実にあらわれていると思うんですね。今回980名の方が出されているということで、市としてもぜひとも改修には検討していただきたいというふうには私は思っておりますけども、こういった要望というのは、今回陳情が初めてなのでしょうか、そういった点、伺いたいと思います。

○**社会教育部長（窪田きく江君）** 平成17年8月25日付で、テニス連盟とソフトテニス連盟から要望書をいただいております。11月29日付で要望に対する回答をいたしておりますが、そのときの回答の要旨を言いますと——結論を言いますと、財政状況が大変厳しい中、残念ながら実現のめどが立っていないということと、今後財政状況が好転した時点で改めて検討していきたいという回答をさせていただいております。それにつま

して、18年の実施計画には担当課としては掲載して提出はしているところですが、残念ながら位置づけはされていないということでございます。そこまで至っていないということでございます。

○委員（二宮由子君） 掲載してくださっているということは、要望は市の方に出されているということで理解してよろしいのでしょうか。

○社会教育部長（窪田きく江君） 毎年実施計画の調査がございますので、担当課としては企財部の方に提出をしているということでございます。

○委員（小林知久君） 少し話を広げるところなんですけども、東大和市でこのようなスポーツ施設の維持管理の現状といいますか、一部老朽化施設もあるかとは思いますが、そういう全体的な状況というのを少し教えていただけますか。

○教育長（佐久間栄昭君） 体育施設につきましては、上仲原の施設と、それから体育館、プール、それから桜が丘市民広場ですかね。主なところはそこで、あとは小・中学校の校庭を借りて、やはり体育館を使ったりしております。上仲原は御存じだと思いますが、区画整理の中で生み出してつくりましたので、つくったときもずっと前だと。そのときから野球場のフェンスも、それからテニスコートの面も変わっていません。したがって、老朽化は我々も感じているところであります。

体育施設とか社会教育施設は、どうしても必要条件か、十分条件かといいますと、十分条件に入るものから、どうしても財政状況に影響されて、なかなか進んでいないというのが状況であります。今は、大きく問題になっているのは、どっちかというとプールでありまして、プールの方が大変悪くなっていて、こっちの方は水着だけで動きますので、肌が出ていますので、何かかけがある大変だなというような状況であります。全体的に老朽化していることは、我々も感じているところであります。

○委員（小林知久君） テニスコート、非常に利用率が高いという中で、できるだけ環境整備をしていっていただければというのはもちろんのことなんですけど、やはりスポーツ施設全体のバランスを見ながら、私自身はもっとスポーツ盛んになってほしいなというふうに思っております。そういうバランスを見ながらやっていくという中で、課題を把握してもらって、必要などころにはどんどん先駆けてやっていただきたいなと思うのですが、そのあたりもう一度御見解というか、お願いします。

○教育長（佐久間栄昭君） おっしゃることはよくわかっていまして、実は我々の方は市長部局に、市長の方にいろいろお願いをするということでありまして、実施計画のときにもプールだとか体育館だとかっていうものを、それぞれ直す必要があるというところを調べて上げておりますので、市長との査定のときにも話をしておりますけれども、今のところいかにせん財源的になかなか回ってこないというのが状況であります。

○委員（森田憲二君） 方向を変えて、ちょっとお聞きしたいんですけど、当市のスポーツを考える位置づけというか、基本的にどういうことをしたいのか。市民要望云々じゃなくて、もともと市のスポーツに対する考え方というのを、ちょっとお聞かせください。

○教育長（佐久間栄昭君） スポーツは基本的には心と体っていいですかね、そういうことで人間が生活していく上においては、心と体がバランスよくするというところでありまして、あとはやはり現代社会、仕事等に厳しいもんですから、時間があるときにはスポーツをしてほしいということは一般論でありますけれども、そのとおりであります。それに伴いまして、施設が少ないかということ、東大和市は残念ながら少ないというふうに思われます。

そういうことから言えば、テニスコートの面も少ないですし、野球の面も少ない。テニスコートの場合は幸

い南公園に8面あるんですね。ただ、あそこは1面、1時間1,300円ですかね、金額が結構高い。それから市内優先ということはありませんから、そういうことでどのくらい市民の方が使われているかという多少疑問があります。そういう点で、やはりスポーツについては、我々も十分関心を持っておって、施設は十分整備をしていく必要がありますけれども、そういう点で少ないとは思いますが、現状では今の東大和市、13.54平方キロの中でエリアをつくっていくと、そういうことを考えているというところでもあります。

○委員（森田憲二君） 今定例会でも専決処分で事故があったわけですね、野球場の方の。これは直接ですとか、間接は関係なく、スポーツ施設の老朽化と言うけど、年次的にいろんなスポーツがあるわけですから、改修計画それぞれ出しましたよと、先ほど部長答弁ありましたけど、実際に一番近い時間というのかな、スポーツ施設を改修したのはいつごろなのか。どこのスポーツを言いませんけど、施設を改修したのはいつごろやったのか、それから今後逆に考えるとテニスだけじゃなくて、そういう計画を今持たれているのかどうなのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○社会教育部長（窪田きく江君） 一番近年の改修につきましては、市民プールでございます。今申しわけございません、手元に資料がないんですが、毎年市民プールとその他の施設を1年ごとに改修をしていただけるように、実施計画の方には上げているところでございます。

○委員（森田憲二君） 上げているんじゃないくて、聞いているのは今資料がないから答えられないと思いますけど、実施計画に上げましたとかそうじゃなくて、実際問題基本的にスポーツに対する考え方というのをきちんと出してほしいなというふうに思っています。

それから、これだけの多くの方々が今回陳情を上げたわけですから、これを真摯に受けとめる必要があると思うんですよ。ただ、これだけをやれという話じゃなくて、実施計画に上げるんだったら紙に書いたもちみtainなもので、幾らでもできると思うんですよ。ただ、実際問題何をやっているのかということを知りたい。

それから、教育長の答弁でわかるんですけど、ありきたりの話じゃなくて、実際に困っているんですよ。それから、けがだとか事故があってからでは遅いんですよ。市民プールをやりましたって、結果的にはほかの事故があったから、それに続いてやったような感じだと私は受けております。そうじゃなくて、本当にスポーツに対する考え方というのを改めてお聞きしたいんですけど、今後どのように——実施計画に上げたんじゃないくて、それを実行する考え方というのは、どういうふうに市長部局の方に訴えていかれるおつもりなのか、ちょっと聞かせてください。

○教育長（佐久間栄昭君） 一番最初に、ここで専決処分をさせていただいた事故ですけども、やはりフェールボールが出てしまうということで、これについては、今野球連盟と少しダイヤモンドというか、方向を変えるとかいうことも野球連盟と相談をしているところでもありますけども、それがいくどうかわかりませんが、よほどではないが打ったうちの5%までいかないけども、今の網を乗り越えるということなんで、そのところがまた別に考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

それで、全体的につきましては、やはり市のルールからいって実施計画に上げて、そこで討議をして市全体の考えを決めていくと、教育委員会も含めて、市長部局も含めて考えを決めていくというのが、現代のルールですから、そののところを通らざるを得ない動きがある。そういうことが一つあります。

それから、テニスコートの方は具体的に出てまいりました。それから、プールの方はこれはけがの方から大きな改修ではないんですけども、危険な場所は直していく。去年は、埼玉県でお子さんが亡くなったので、そこをもとに改修をいたしました。水代も含めて約500万円ぐらいかかったということがあります。そういうこ

とでやっておりますが、ただ全体的には今のところを新たな体育館を建て替えるとか、野球場をつくりかえるということは考えておりませんで、現在の段階で市民の方には御不自由をかけておりますけども、そこで活用してもらおうというようなことが、今のところは基本ベースにならざるを得ないというのが状況であります。

○委員（二宮由子君） 先ほど教育長の御答弁でプールの場合にはけがもあるということなんですけど、このテニスコートの場合も足腰への、ひざへの負担ということがありまして、公共施設を使って例えばけがをされた場合に、そういったけがに対する対応というのは、どのように市はされるのかどうか、伺いたしたいと思います。

○社会教育部長（窪田きく江君） 利用者の方がけがを万が一された場合、そのけがをされた原因によりますが、市の施設に瑕疵があると判断された場合には、傷害保険、あるいは今回の専決いただいたのは、損害保険ですけど、そのような保険に加入しておりますので、保険で対応するというふうに考えております。

○委員（二宮由子君） 例えば、これハードコートによるひざとか足腰、足、捻挫とか、そういうものに遭った場合にも保険もおりるということに理解してよろしいんですか。

○社会教育部長（窪田きく江君） ハードコートを利用してけがをされたということでは、保険は多分おりないと思います。コートに例えば大きな穴があいていて、それで転倒してけがをしたとかという場合には適用されると思いますが、通常に利用していてコートで普通に——ゲーム中に例えば転んでけがをしたというような場合には、保険は適用されないと考えております。

○委員（森田憲二君） まだまだ、これだけじゃなくて体育協会、その他からもいろんな全般的にスポーツに関する提案が出てきているというふうに私は認識をしておりますけど、この際動議を提出をさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、後ほど申し上げますけど、まず全般的なスポーツに対する財政とか云々じゃなくて、これから少子高齢化の中で長生きをしていくと。まして今の団塊の世代がどんどん退職してふえてきますと、スポーツ人口も相当ふえてくるというふうに予測されます。それが健康の一端ではないかなというような感じもしております。そういった意味では、今回のこの陳情の中にもありますように、けがのないようにとか、多くの利用率もあるわけですから、その辺を真摯に受けとめていただきたいと思いますし、また過去にもそのようなこともあって、実施計画に上げているということも十分踏まえた中で、ぜひお願いをしたいというのが——またこの要旨というか、中に入っておりますように単年度、何年何年ということは、多分不可能だというふうに思っております。ですから、そういった意味で、これらのことを考えますと採択というよりも、ここで質疑、討論を終了し、趣旨採択とされることを望みます。委員長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○委員長（下条 学君） ただいま森田委員から、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

19第9号陳情 上仲原公園テニスコート砂入り人工芝化に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決めます。
議事運営上、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 開議

○委員長（下条 学君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（下条 学君） 次に、19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情

○委員長（下条 学君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） この後期高齢者医療保険制度ですけれども、これによって該当する75歳以上の方の保険料負担がどうなるのかということと、市財政にとって、この制度がどういう影響を与えるのかという問題。

それからもう一つ、後期高齢者医療制度になると診療報酬も別建てになるということで、その診療報酬体系の骨子などについても、この10月10日、社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会というところで骨子を出しているようですが、その診療報酬の主な特徴点等について伺いたいと思います。

○市民部長（北田和雄君） 3点御質問がございまして、まず75歳以上の保険料の負担でございまして、まず後期高齢者医療制度の保険料につきましては、広域連合でここで決まりまして、1人当たりの平均が東京都全体で9万円ということが出ております。それが国保に比べてどうかということなのですが、国保と賦課方式が違ったりしておりますので、単純には比較ができません。ただ、参考としましては、これはゼロ歳から75歳以上も含めた方の数字になりますが、18年度の国民健康保険の1人当たりの平均保険税というのは、調定ベースで6万6,100円という数字になっております。

個々に見ますと、どうなるかということなのですが、前に全員協議会で御説明しましたことがあるかと思うのですが、年金収入の方を対象に1人世帯で資産割がなしということで算定をしますと、年金収入183万円ぐらゐの人たちにつきましては、後期高齢者医療制度の方が国保の保険料より安くなっております。ただ、これ資産割入っていませんので、固定資産をお持ちの資産割の方を想定しますと、資産割が大体18年度で1世帯平均7,600円程度ですから、それを加算しますと年金収入203万円程度の方まで、現在の市の国保料より後期高齢者医療制度の保険料の方が安くなるという試算が出ています。これ以上の収入がある方につきましては、市の国保税よりも後期高齢者医療制度の保険料の方が高くなるという状況でございます。

あと市財政への影響でございまして、今まで75歳以上の医療費につきましては、老人医療制度という制度でございました。これはどういう制度かといいますと、各健康保険者が75歳以上の方の医療費を拠出をするという制度でございました。ですから国民健康保険も老人医療制度の方に拠出をしておりました。これが18年度で14億円程度の拠出額だったと思います。これが後期高齢者医療制度になりますのでなくなります。ただ、それにかわるものとして、各保険者は後期高齢者医療に対する支援金というものを払わなければなりません。これ

は後期高齢者医療制度でかかる医療費の4割を現役世代の人たちが各健康保険の支援金として拠出することになっております。この額がどのくらいになるかというのが、まだ確定がしませんので、何とも言えないんですが、大体プラス・マイナス・ゼロぐらいか、それほど大きな開きはないんじゃないかというふうに見ております。歳出では、そういったことで医療費に関してはそういう状況ですが、国保としましては、保健指導というものが新たに入ってきますので、これが歳出の増加要因として上げられます。

あと歳入の方で見ますと、75歳以上の方の保険料が国保からなくなります。この方たちは、後期高齢者医療制度の方で保険料をお支払いしますので、国保としては75歳以上の方の保険料が今度収入として入ってこないという状況になりますので、歳入の方で減額がありますので、トータルしますと現在のところ、よくて現状維持、悪くすれば国保の財政状況は今よりも悪くなる可能性が高いという認識ではあります。

あと診療報酬の関係につきましては、担当課長の方から御説明いたします。

○市民部副参事（波多野良男君） 後期高齢者医療の診療報酬の骨子の件で質問をいただきました。

この骨子の基本的な事項につきましては、後期高齢者の心身の特性を踏まえた後期高齢者にふさわしい医療がまず求められていると。具体的には、どういうものかといいますと、後期高齢者の生活を重視した医療、後期高齢者の尊厳に配慮した医療、後期高齢者及びその家族が安心、納得できる医療が求められていると、そんなことが骨子として述べられております。

また、医療の基本的な内容は74歳以下の者に対する医療と連続しているもので、75歳以上であることをもって大きく変わるものではなく、これらの視点を十分踏まえて医療体系を構築していくべきであると、そういったような内容のものが骨子としてうたわれてございます。

それと、あと質問の中で後期高齢者医療の診療報酬体系が別建てだと、そういったような質問もございました。これにつきましては、去る12月7日、中医協、これは中央社会保険医療協議会でございますけど、その中の診療報酬基本問題小委員会にて、後期高齢者医療の新たな診療報酬は別建てとせずと、別建てとしないと、そのようなことが出ております。この理由といたしましては、75歳未満の一般の診療報酬と重なる部分が多いと。それと、また診療報酬体系の簡素化が今現在は求められている状況下であると。そんなことから、別建てはしないと、そういったことが中医協の方で発表されておるところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） まず、市財政との関係でいうと、よくて現状維持、悪くなる可能性が高いと、市財政にとってというお話でした。

それから保険料については、平均年収203万円までは——年金でですかね、203万円までは安くなると。それ以上については高くなるという理解でいいと思いますが、それとこの関係で後期高齢者の保険料についてですが、2年ごとに見直されるというふうになっていると思いますが、これがどういう動向になるのか、伺いたいと思います。

○市民部長（北田和雄君） 保険料の2年ごとの改定でございますが、現在のところ、スタート時には保険料の負担割合は医療費に占める10%ということでございます。ですから医療費の動向と、あと被保者の動向によって同じ10%でも額の変動が出てくるということでございます。

あともう1点としましては、世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、負担割合を変更するという一応制度がなっています。具体的には、2年ごとに若年減少率の2分の1の割合で、後期高齢者の保険料負担割合を改定していくということでございます。逆に現役世

代の支援金の負担割合は、その反対に引き下げられるということですが、現在正式な話というのは通知も何も来てないんですけれども、いろんな資料で見たとこ、20年度10%ですが、これが27年度は10.8%に今の人口動向なんかで見ますとなるんじゃないかという資料は見たことがございます。ただ、これは人口動向とか、いろんな要素がありますので、あくまで推計という状況でございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今の保険料の2年ごとの見直しについて、社団法人日本医師会グランドデザイン2007というところで、この後期高齢者医療制度の保険料の問題に触れています。今の答弁にあったように、若年の減少率の2分の1の割合で後期高齢者の保険料の負担割合を引き上げる。その一方で、後期高齢者支援金の負担率を引き下げるということで、つまりということ、2008年度施行改正法は将来の後期高齢者自身の負担増を既に織り込み済みだというふうに、これは日本医師会がグランドデザインの中で言っているわけですが、今の答弁にあったように、10%だったものが10.8%に引き上がる。さらに12.9%、14.6%というふうに後期高齢者の負担率が引き上がっていく。このことは、平均保険料も押し上げていくことになると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 医療費に占める後期高齢者の負担率が高まれば、上がってくるとは思いますが、ただこれは医療費総体の中での占める割合ですので、総医療費がどういう動向を示すかによって増減してくると、額自身の平均保険料は増減してくるものだというふうには理解しております。

○委員（尾崎利一君） それは当然のことで、ですから医療給付費が全くふえない場合でも、平均保険料は上がっていくという仕組みだという理解でよろしいですか。

○市民部長（北田和雄君） 前提条件として、医療費が全然ふえないということであれば、そういう仕組みになっていますが、ただこれも先ほど申しましたように、若年層の人口減少率、これらとの兼ね合いが出ますので、二つの要素で増減があるということ、理解はしております。

以上です。

○委員（森田憲二君） 方向を変えて、ちょっとお聞きしたいんですけど、今回この陳情につきましては、中止・撤回について関係機関に要請ということになっております。現実問題としては、これを中止・撤回ということに関して関係機関に出した場合に、どういう影響があるのか、ちょっと逆のことからお聞きしたいんですけど。

○市民部長（北田和雄君） 後期高齢者医療制度につきましては、国会で一定の論議を経て法律として施行されています。来年4月に制度がスタートするというので、保険者である広域連合も設置して準備を進めているところでございます。これが中止なり、凍結ということになりますと、75歳以上の方の保険をどうするかということになります。このまま単純に、そういう中止とか、凍結とかということになりますと、この方たちが最悪の場合は保険で医療が受けられない状態も生じてくる可能性もないわけではございません。

それから、今回の中止・撤回の件に関しましては、広域連合の議会でも質問がございました。そのときに、広域連合長——これは東京都江戸川区長が62区市町村を代表して広域連合長というふうになっているんですが、この広域連合長の答弁でも、制度としてスタートしていると。それから20年4月から高齢者の方々が安心して医療を受けられるように、この制度を進めていくという答弁趣旨がございまして、各都道府県に広域連合ができて着々と進めている中で、なかなか難しい状況にあるというふうに認識はしております。

○委員（尾崎利一君） 診療報酬の関係で、先ほど12月7日、中医協で別建てとしないという方向が出された

ということですが、先ほど私の方で触れた後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子の問題ですね。これに対して、まだたたき台の段階で日本医師会が、ことし9月5日に問題点についてということで文書を発表しています。その中で、幾つかの問題点を上げているんですが、一つはかかりつけの医者を決めて、その指示や紹介がないとほかの診療科に通いにくくするという総合科、総合科医の導入という問題が懸念をされて、これはフリーアクセスを崩壊させるものだという指摘があります。

それからもう一つは、在宅医療を強いる施策になっていると。引き続き高齢者は在宅へという方針であり、このままでは退院が優先されるということでは言われています。

それから3点目に医療費抑制ありきであり、高齢者の尊厳がないがしろにされているということで、効率化によって給付が縮小するというようなことがあってはならないということで、日本医師会の方で触れています。これらの点について、その後の動向について伺いたいと思います。

○市民部副参事（波多野良男君） 何点が質問を受けたわけでございますけど、診療報酬の関係につきましては、国からの情報が広域連合の方にもたらされているようなことはないかと、そういうことも広域連合の方から聞いております。我々は、先ほど申し上げましたような内容につきましては、報道機関の情報、そういったようなところで申し上げていると、このように御理解いただきたいと思います。

例えば、この種の内容につきましては、国保情報とか、そういったような情報がございます。そういうところでの情報ということで御理解いただければと思います。したがって、先ほどの医師会等の動向、そういったような日本医師会等の動向、そういったような内容については、今現在においては把握してないと、そういう状況でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（下条 学君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 私は、この後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情について、採択すべきだというふうに考えます。

今質疑でも行いましたけれども、この後期高齢者医療制度への移行によって、第1に市財政も厳しくなるという可能性、懸念が非常に高いと。それから二つ目に保険料が上がり、2年ごとにこれがさらに上がっていくという状況が、これも可能性として非常に高いという点。それからもう一つは診療報酬——要するに医療が、後期高齢者75歳以上の方に対するの医療が制限される可能性が極めて高いという三つの点で、保険料は取られるけれども、実際の医療給付は引き下げられるという可能性が極めて高いということで、これについて採択すべきだと考えます。

それで、なぜこういうことになるのかということで、これも日本医師会の先ほど紹介したグランドデザイン2007のところに書いてありますけれども、日本の医療費が国際的に見てどうなのかという点で、1人当たりGDPを切り口にして見ると、日本がOECD加盟国並みになるには、1人当たり総医療費支出を15%増加させる必要がある。それからもう一つ、対GDP比総医療費支出から見ると、日本の総医療費支出を9.9%引き上げるべきだということになる。どちらの計算でやっても、日本の総医療費支出は先進諸国並みになるためには、医療費を10%から15%程度引き上げる必要がある。という結論になるんだというのが医師会の見解です。

ところが、この後期高齢者医療制度導入が行われた医療制度改悪では——医療制度の私に言わせれば改悪

ではですね、5年ごとに医療費の抑制目標を決めて取り組むということになっています。医療費をいかにして抑制するののかという観点から、高齢者の保険料を引き上げ、さらに医療給付を引き下げていくということがたくらまれているわけですから、この陳情の趣旨どおり採択すべきだと考えます。

以上です。

○委員（森田憲二君） 言われればなしでは何ですから一言。反対の代表で済みません。

中身を読みまして、確かにおっしゃることは十二分にわかります。それで、この陳情理由にありますように、健康で長生きというのは、これはもう万人の認めることであって、それを阻止、また阻害することは相ならんというふうに思っております。ただし、今の日本の社会を見ますと、高齢化率どんどん上がっております。そういった意味では、公平な受け方をするためには、どうしても財政的な問題がかかってきます。ですから、幅広く公平に納めていただき、お互いに診療を受けるといったことを基本に後期高齢者医療制度が実施されたというふうに考えておりますし、また本定例会の初日にも当市議会としても財政支援の措置をお願いするというのも意見書として上がっております。そういった意味で、この19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情については、不採択ということで委員長において、よろしくお願ひ申し上げます。と討論とさせていただきます。

○委員長（下条 学君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下条 学君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

19第10号陳情 後期高齢者医療制度実施の中止・撤回について関係機関への要請を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（下条 学君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（下条 学君） これをもって、平成19年第5回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時51分 散会